

農業・農協問題に関する研修会

とき・平成26年7月15日

場所・札幌市 北農ビル

ご挨拶

一般社団法人 北海道地域農業研究所

理事長 内田和幸

みなさん、こんにちは。長谷川前理事長の後を受けまして、



この度北海道地域農業研究所の理事長に就任いたしましたJA北海道中央会の内田でございます。前理事長同様どうぞよろしくお願い申し上げます。本日の研修会は、北海道地域農業研究所の主催、JA北海道中央会の共催により開催致しました。両団体を代表してご挨拶を申し上げます。

時節柄何かとお忙しい中、北海

道庁、開発局の皆さん方をはじめ、農業団体、各関係機関、関係業界の方々にご出席を頂き、厚くお礼を申し上げます。本年度の作況ですが、六月後半から好天もあり、各作物も総じて順調な状況にあり、先週の台風も大きな影響もなく安心している所ではありますが、早い所では週末辺りから小麦の収穫作業がスタートするものと思います。順調な作業と、平年作以上になることを期待するところです。

さて、政府が現在推進しようとしている農業改革ですが、農協、農業委員会、農業法人制度と、どの事項についても非常に拙速で急進的な内容であり、誰のための何を目的とした改革なのか、大きな疑念を抱かざるを得ません。規制改革という名のもと、グローバル化で企業参入を許し、農政の根本を大胆に変えてしまうことが日本の農業や農村、そして我が国や世界の食料問題にプラスになるものなのか、本日の研修会でみなさまと共に考えてみたいと思います。

J.Aグループ北海道としましても、自主的な改革プランの作成に着手し、本来農協が果たすべき役割を検証し、現状を否定するだけでなく今の体制をどう進化させ次のステップに向かうかを検討すると共に、規制改革実施計画の各項目に関わる政策提案を図つていく考えであります。

本日の研修会には、農業協同組合学の権威であり、この農業農協問題には最適任であります、北海道大学名誉教授であり当研究所顧問の太田原先生が長年にわたり探究された知識や論理、そして的確な観察眼から今般の農業改革案の問題点を看破し、正しい方向性をご教授頂けるものと思つております。

長年にわたる労苦により築き上げてきた北海道農業が、今後とも安心して継続できることと、当研修会で得られるものがご参加いただいた皆さま方に実りあるものになることを祈念し、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。



講演

農協組織・事業の改革のあり方——歴史と現実から学ぶ——

規制改革会議「農業改革プラン」への徹底批判

一般社団法人 北海道地域農業研究所 顧問

北海道大学名誉教授 太田原 高昭

1. 戦後レジームからの脱却と

規制改革会議の「農業改革案」

みなさんこんには。日頃から大変お世話になつております
太田原でございます。北大に全国唯一の農協論講座というのが

ありますて、そこに所属していたものですから、農協問題と
ずっと付き合つてまいりました。

それで突如農協問題が大問題として取り上げられまして、今
出ている文書を見ると、農協が完全否定されて、これは農協だ
ありまして、そこに所属していたものですから、農協問題と
ずっと付き合つてまいりました。

いて、これからお話ししていこうと思ひます。資料としては農業ワーキング・グループの五頁の非常に短いものを資料としてお話ししたいと思います。

この五月一四日に農業ワーキング・グループが「農業改革に関する意見」を発表しました。一読してびっくりするという乱暴な、しかも現場感覚からはかけ離れたものです。自ら非連続的な農業改革と言つておりますが、今までの農政の流れとも全く繋がりのない、文字通り非連續的なことがいろいろと書いてあります。この文章でちょっとびっくりさせられましたが規制改革会議そのものが、あくまでも政府の政府に対するアドバイザリーグループという位置づけであつたのです。その中の一つの農業ワーキング・グループの文章だということで、これの扱いというのは、その後いろいろと変わってきております。

まず六月に自民党の農林水産戦略調査会ですか、プロジェクトチームというのができまして、これに基づいて自民党としての改革案を出したというのはみなさんご承知だと思います。またこれを踏まえて規制改革会議が第二次答申という形で、これはもちろん農業だけではなくいろいろな事を含めた答申です。その中にこの農業改革についても再録され、だいぶ表現が変ってきた。こういう改革や法律の変更になると、実施舞台は農水省になります。その農水省がこの六月最後の方に、「農林水産

業地域の活力創造プラン」というのを発表し、その中にこの規制改革会議の農業改革案寄りの、それを土台にした自民党的プロジェクトチームの文章をそのまま掲載しているということです。そういうものを見つけて繋げて読んでみると、だんだん表現がおとなしくなって、「断固やるのだ」と書いてあったのが「検討する」になつたり、「廃止」が「見直し」に変わつて來ります。

この前、北海道新聞に山下一仁氏と私がV.Sという形で紹介されました。その中の山下さんのを読んでいたら「この過程ですっかり骨抜きにされた」と言つていて、山下さんが骨抜きにされたと言つているなら、相当自民党も全中も頑張つたんだなど。ただし方向性が残つただけでも大したものだとも言つているんです。私に言わせれば、小骨は抜いたが大骨が残つた。その大骨や方向性とは一体何かと言うと、農業の担い手を今までは農民・農家としていたのを企業に転換する。こういう大転換であります。戦後いろいろと農政は変わり猫の目農政だと言わされました。農家・農民を担い手とするという点では変わらなかつたのです。それの協同組織である農協と共に農政を行つていく。これが農政における戦後レジームだったわけです。その戦後レジームを大転換しようというのが、この農業改革案の大骨であります。

太田原 高 昭(おおたはら たかあき)



1939年(昭14)	福島県会津若松市 生まれ
1968年(昭43)	北海道大学大学院農学研究科博士課程単位取得(農学博士)
1990年(平2)	北海道大学農学部教授 農業経済学)
1999年(平11)	北海道大学大学院農学研究科長・農学部長、評議員
2003年(平15)~2005年(平17)	日本学術会議会員
~2004年(平16)	北海道知事顧問
~2009年(平21)	一般社団法人 北海道地域農業研究所 研究所長
2004年(平16)~2008年(平20)	北海学園大学経済学部教授
~2005年(平17)	生活協同組合コープさっぽろ会長理事 スローフード & フェアトレード研究会座長
現在	
	日本協同組合学会会長
	日本農業経済学会会長
	北海道食の安全・安心委員会 会長
	北海道大学名誉教授
	一般社団法人 北海道地域農業研究所 顧問

主な著書

『地域農業と農協』	日本経済評論社
『明日の農協』	農文協 共著
『系統再編と農協改革』	農文協
『国際農業調整と農業保護』	農文協
『北海道農業の思想像』	北海道大学図書出版会
『農業経済学への招待』	日本経済評論社 共著
『中国の農協』	家の光協会 共著
『TPPと日本の論点』	農文協 共著
『新北海道農業発達史』	北海道地域農業研究所 編著
『農協の大義』	農山漁村文化協会 など多数

2. 農業委員会制度と農業生産法人

その中身は三つの部分に分かれています。農協といふのは最後に書かれています。最初は「農業委員会等の見直し」、二番目が「農地を所有できる法人の見直し」、三番目が「農業協同組合の見直し」ということになっています。こういう大筋、大骨からいけばまさにこういう順序になるのでしょうか。担い手を農家から企業に移すということになれば、農地を農家から企業に移さなければならない。それに対する最大の抵抗勢力が農業委員会です。農地法の番人である農業委員会を骨抜きにすると、いうのが、この一番目の農業委員会の見直しのことです。最大の問題は、最大というか全部問題なんですが、農業委員会は今選挙で選ばれているのですが、それを止めて選任制度にする。自治体の首長、要するに行政が選ぶというふうに変える。これまで農業団体や議会からの推薦制度をやめる。そして全体の人数も半分くらいに減らす。ですか、今の選挙で選ばれる農業委員会というものは解体するということになります。

農業委員会の選挙制度は特別の意味を持つていて、農業委員会というのは選挙制度を残している唯一の行政委員会であるということはみなさんよくご存じだと思います。行政委員会というのは戦後アメリカから導入された制度で、行政に住民の意向を確実に反映させるために、住民と特に関わりの強い問題については、行政委員会というものを必ず置く。どんなものがあるかというと、選挙管理委員会・公安委員会・労働委員会・農業委員会・教育委員会などいろいろあります。最初は全部選挙で選ばれていました。けれども何年か経つうちに省略して選任制度になつていったという歴史があります。比較的遅くまで選挙制度が残つたのが教育委員会です。これは教育委員会の選挙制度をやめて選任制度にするという時に大きな政治問題になりました。日教組が強く反対して、戦前天皇のために命を捨てたという教育を押し付けてきた、そういうことを二度と繰り返さないために選挙で選ばれた教育委員会というのがあるんだ、これを守れということで、随分時間をかけいろんな議論を経て、最終的には選挙制度がなくなつてしましました。それで未だに教育委員会は問題が絶えないですね。いじめの問題だとやっているんだ、これでは行政の一パートに過ぎないではないかということが、何か問題が起きるたびに言われる。行政委員

会における選挙制度というのはそういう問題なんですね。

農業委員会だけに選挙制度が残つていたというのは理由があります。農業委員会の職務そのものが、農地の権利移動。農家の基本財産である農地について、売買貸借、権利を移動するのにそれが適正かどうか判断するのが農業委員会です。農地というのは、北海道ではまだ百何十年しか経つていませんが、内地府県では弥生時代からの歴史がありまして、一枚一枚の田んぼにはいろんな歴史があるんですね。その田んぼを巡る家と家との関係とかいろんなことがあります。そういうことに熟知した人でないと権利移動のあっせんはできないという事実があるのです。そういうことを上手くさばく人でないと農地が事実として動かない。したがつて、集落ごとに選挙で選ばれた人が出てきて、初めて農地行政というのは動いていたわけです。それを止めるという。私はこれをもしその通りやつたとしたら、実行不可能だと思います。農地は動かないですよ。ですからこれひとつを取つても、これがいかに無茶苦茶な提案であるかということがわかるわけです。

その他にもいろいろなことが書いてありますし、衝撃的だつたのが、農業会議の廃止、全国農業会議所の廃止。これは農協の全中の廃止に対応するものであります。権利移動についても原則として届け出制にする。とにかく今の農業委員会を行政の

一部にしてほとんど機能させない。そのことによつて企業による農地取得といふところに道を開いていくという方向性がはつきりしております。

一番目の農業生産法人、これは一番短いんですが、先ほど言つた大骨から見ると、ここが一番の核心部分ですね。農地を所有できる法人、これは今農業生産法人制度というのがあって、それが法律で認めてる要件を満たせば、企業もこれに参加できます。農業生産に携わることができるのです。その代わりその農業生産法人における現地の農業者の支配的役割というのを、現在の農業生産法人の要件ははつきりと求めております。つまり農外者が勝手な事ができないようにそういう仕組みになってます。それを全部外してしまう。そして形だけ地元の農業者を入れているんだけれども、その主体はやはり企業的感覚を持つた企業人でなければこれらの農業はやつていけないということが、正面から書いてあります。

そのことによつて企業がどんどん農業生産法人において主役になつてゐる。これだけではなくて、企業そのものが農地を所有できるようになります。この中ではあまりはつきりそのことは言つていませんが、タイトルそのものが「農地を所有できる法人の見直し」ですから。所有できる法人を拡大しようと、こういふことを言つてゐるわけとして、長年の財界の要求がここにも

ろに出てきているということであります。

3・中央会制度と農政活動

1 農協中央会誕生の歴史的経緯

農業委員会制度と、農業生産法人についてはこの後関連するところでお話をすることにしまして、いよいよ三番目が「農業協同組合の見直し」ということで、ここでいきなり中央会制度の廃止というのが衝撃的に出てまいります。続いて全農の株式会社化。これは私もびっくりしました。私はこういうものが出てくるだろうということで、やはりこちらからも先制攻撃をしなければならないというつもりで、『世界』という雑誌の四月号に農業改革について論文を書きました。会報『地域と農業』第九四号に再録しますので読んで頂きたいと思います。

大体当つたと思つていますが、この全中廃止や全農株式会社化という、頭二つを潰しにかかるような所からいきなり出てくるというのは、私も想定外でした。中央会制度をなぜ廃止するかは、規制改革会議の農業ワーキング・グループの意見で「単協が地域の多様な実情に即して独自性を發揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むことができるよう、中央会主導から単協

中心へ、『系統』を抜本的に再構築するため、農業協同組合法に基づく中央会制度を廃止し…」と記述しており、これを見るに中央会が画一的に上から指導して、単協の自由な活動ができないから廃止するという理由です。皆さんはそういうことは実感としてあるでしようか。中央会がいろいろ言うので自由な活動ができない。そんなことは全くないと思うんですよね。飛田中央会会长さんが、この前道新で言つていました。「中央会の言う通りやろうなんて考えている単協は、北海道にはひとつもない」その方が実感だろうと思ひます。

ただ、全部がそうなのではなくて、やはり検査・監査と経営指導。こここのところは画一的かどうかは分かりませんが、統一した基準に基づいてきちんとやる必要性はいまだにあると思います。

この点で、元々中央会というのがどういうふうにできてきたのか。これは結構あちこちで今議論されておりますから、我々も歴史的な知識を持つておく必要があります。

戦後、昭和二二年の農協法には中央会というのはなかつたのです。中央会が農協に登場するのは昭和二九年です。だいぶ後になつてからです。これはどういうことかというと、戦後の農協というのは、その前身は農業会という統制団体だったというののみなさんご存じですよね。戦時中の統制団体、この農業会



というのは、戦時に農業団体法という法律があつて、それまでの産業組合と農会というのがありました。みなさん農協の前身といふと、戦前は産業組合。普通はそれしか聞かないですね。実は、この農会というのが重要

として、戦前、産業組合というのは全農民を組織するということは結局できなくて七〇%くらいだつたんです。ところが農会というのは一〇〇%の農民を組織して、全市町村にあつて、何をやつていたかというと、農会技師さんというのがいて、技術指導と農政活動。農政活動は今も中央会がやつていますが、トップは戦前の地主勢力ですから、強力なものだつたんです。ほとんど権力に近いところで非常に強い力を持っていた。

ちょっと面白いんですけれど、産業組合は何をやつていたかというと、信用事業と経済事業をやつていた。共済事業は戦後です。これをみると現在の農協の経済事業や信用事業は産業組合からきているんですね。技術営農指導と農政活動は、農会か

らきている。両方のDNAがあり、これが非常に面白いところなんですけれども、戦後それで村々に単協ができる。連合会としては信連ができ、これが中金に繋がるんです。経済連というのは後からできるので、販売の連合会、それから購買連合会。技術指導の人たちが集まつた指導連というのがあります。最近中央会をどういうものにもつていくかというので、農水省の中で指導連に戻せという議論があると新聞に書いてありました。ところがこの指導連では今の中央会がやつてているようなことはとてもできないというのは直ぐ分かります。

戦後の農協は、農協関係の方はみんなきっとよく分かっていますが、出発して数年のうちにみんな経営破たんするのです。ドッヂ不況の中で全国的に経営破たんする。当時はまだ食糧事情が厳しくて、供出と配給という統制経済が生きていました、それを担つていたのが農業会の機能を引き継いだ農協であつて、これが動きが取れなくなつたら国民が飢えるわけです。従つて、これを何とかしなければいけないということで国が乗り出して、再建整備法という法律ができます。あくまでも農協というのは役所が動かすのではなく自主的な組織だという事でやつていましたから、再建整備法というのは、農協が自主的に再建したら国がそれに対して補助金を出しますよという法律だったわけです。だけども、これはどうしても国家としてや

らなければいけないということで、たいへん力が入つて、農協の中での自主再建というとき「誰がやるんだ。誰が担当するのだ。指導連がやるのか」というとできない。なぜかというと、農会がやつていた技術指導の人たちが集まつていたのが指導連ですから、技術屋さんしかいないのです。とても単協の経営指導なんてできもしないし、そういう権限もないわけです。そこでハタと困つて指導連じや駄目だというので、ここにそういうことに詳しい中金や信連や販連や購連から人を連れて来て、農協を再建整備するための特別の対策協議会、農協経営対策中央協議会（経対協）、これが中央にできる。農協経営対策北海道協議会というができる。都道府県に全部できるんです。この経対協が一生懸命農協を経営指導して、四、五年かかるんですが再建整備をなんとか終わらせる。昭和二九年にその任にあつたた経対協が中央会になるということなんです。これが中央会の成立の歴史です。

皆さんは多分年代的にいつて再建整備なんて知識としてしかないと思うんですが、わたしはこれを実によく覚えていています。なぜかというと私は昭和二年に小学校一年生になつて二六年に六年生でした。私も田舎で育つたものですから、農協こども貯金というのがありまして、四年生のころから農協に貯金するんです。そして六年生になつたらそのお金で修学旅行に行くん

です。私は会津でしたから修学旅行で新潟まで行つて、生れて初めて海を見る。ところが昭和二五年ころだと思うんですねけれど、農協がつぶれて貯金がおりないぞという衝撃の情報が入つたのです。これはもう大変な事だと、修学旅行へ行けないというので大パニックになりました。その後もちろん学校と農協でいろいろやつてお金がおりて修学旅行へは行けたということがあつたので、この再建整備は自分のこととして非常に強く覚えています。やはり日本全体でも大変な問題であつた。そういう中で中央会が生まれました。

2

中央会は単協の自由な活動を制約するか

中央会は何をする所ぞと、第一にでてくるのが監査、經營指導ですね。当然なのです。正にそのための組織であつて、だから未だにそこが中央会の第一の任務になつています。昭和二九年頃にできたのが今はもういらないのではないかといろいろな人が言つています。ところがそういうことは本当に必要なくなつたのか。その後ずっと農協の經營問題というのはあるわけです。この時考えなければいけないのは、農協というのは日本で最小の金融機関だということです。金融機関は潰せない。日本の戦前からの伝統的な金融政策というのは、金融機関は絶対潰さない。護送船団方式というのはそういう為にあつたわけ

であります。ですからその重要な部分を中央会というのが担当していたわけです。これは自民党的プロジェクトチームの森山さんも言つていますが、その点では農協は実に良くやつてきたと評価しているんです。この間ずっと農協、信連も含めて破綻というのがいくつもありましたが、それをパニックにしないで、その単協の破綻については全県で支援して、合併その他でうまく収めてきた。それから県単位、宮城とか鹿児島で信連そのものが破綻するという大変な事がありました。それは全国的なカバーによつて協同組合精神で収めてきた。そういうことを農協は良くやつてきたし、これからも必要だということをちゃんとと言つています。だから分かる人は分かるんだなと。このことはもつと自信を持つて言つていいと思います。これは大きなこ

バブルの後始末で単協の広域合併というのも、六、〇〇〇
あつた農協を七〇〇にまとめた。大変な事でした。この必要性
についていろいろ言つていますけれども、基本はやはり不良債
権処理の問題が中にあつたと思います。これをどうやってカ
バーするか。何とか自主的に、まだ解決とは言えないけれど収
めてきたわけですね。銀行もそれと同じ事をやって、昔あつた
銀行の名前を忘れるくらいメガバンクができています。銀行の
場合は、長銀だけでも何兆円という公的資金が入っています。

全部でどれだけの公的資金を投入したか分らないです。それに比べれば農協は全く迷惑をかけることなしに自力で仲間を救済してきた。このことは大いに胸を張つて然るべきことだと思います。

しかし今だつて「合併したんだけれど、どうもうまくいかない。更なる合併が必要だ」とか、「全県一農協」だと、まだやつてゐるわけです。ですからこの所の監査指導というのはこれからもきちんとやつていかないと。北海道はもうそういうことは卒業したと思つていたら、某大農協が今問題になってしまいますね。ああいうことが現に起るわけですから、やはり中央会機能というのはなくすわけにはいかない。これが信用事業との関連ではつきり言えることです。

しかしそういうことについてはこれは何も書いていなくて、もつぱら中央会主導で単協が独自性を發揮できないというようなことが書いてありますが、これは全然理由にならない。さつき言つた飛田会長の話のように、どこの農協だつて、その地域の特質に合わせて、その地域の農業の発展の為にどの単協もそれぞれ独自性を發揮して、いろんなことをやつてゐる。中央会はそれにああしろ、こうしろといったことはないと思います。頑張つてやつてゐる事に対してもそれをバツクアップするという役割に徹底してきたはずです。

これも北海道には反論できる材料がたくさんあつて、例えばさつき言つた農協合併は全国の大会で決めた大方針ですよ。かなり強力に上から指導されたんですが、それに対して十勝はどう反応したか。今は一九市町村の中に二四単協がありまして、合併したのは確か帯広市農協と川西農協が合併した一つだけです。そのかわり農協ネットワークという、農協ごと、作物ごとに、この作物についてはわが農協が責任を持つよ。長いものは八農協から集まつたものを帯広市川西農協のブランドで出荷する。隣の芽室はスイートコーンについては芽室町農協が責任を持つ。芽室の中の長いものは川西に、川西のスイートコーンは芽室にということでお互に責任を持つて全国流通をやつていく。このやり方で十勝は農業生産高を確実に増やしてきております。これは全国的な農協合併の方針から見たらとんでもないことなんですが、確かに北農中央会でも十勝については四つに割つて、東西南北で四農協にまとめるという案でした。現地ではそういう実行案でやつて成功した。そのことについてお互に最終的に認められるわけです。全中の方針と違うというようなことは言わない。現地がそれでうまくいけばそれが一番良いのではないか。農協とはそういう組織である。その何よりの証拠なんじやないでしようか。

3 農政活動の根拠・変遷

そうすると中央会はいらないという根拠はどこにあるのか。根拠はないと思うんです。信用事業経営ということについては、未だに中央会の監査と指導は必要だ、中央会が単協の自由な経済事業その他を邪魔しているという事実はないということになれば、なぜ中央会を廃止なんて言うのか。

これは恐らく農政活動で、端的にいえば TPP で TPP 推進派は頭にきたんだと思いますよ。東京方面の話を聞くと、この間いろんな全中と農水省、全中と自民党でいろんな話し合いが行われていますが、そこで一番言われているのは「TPP 反対運動もいい加減にしろ」とかなり露骨に言われているらしいです。ですから、一番の狙いというのは「いい気になつて TPP 反対などやつていると潰されるよ」という脅し。これが一番素直な解釈でしよう。

それで農水省の中でもそういうのがありますて、農水省側にも「中央会はわれわれがつくつたものだ」という意識があるみたいですね。その時の事情からいつて農協を救わなければ、農協は建前はともかく自主的な自力救済なんてできない。農水省全面応援で経対協をつくり、それを中央会とした。中央会の初代会長は荷見安さん。戦前の農林大物次官ですよね。それを

トップに持つてきたのです。その後、中央会は農水省の言うことを良く聞いて、補助金を貰つたということもあって、農水省と一人三脚でやつってきた。もつと言えば行政の下請けを一生懸命やつてくれた。だけどもウルグアイラウンド辺りからおかしくなつてきました。農政に盾突くようになつた。特に TPP では、今や TPP は国民運動になつてきていますから、その先頭に立つているのが全中ではないかという意識は



あるようです。やはりこの辺で潰しておかなければならぬ。脅かしておかなればならない。

今後、中央会を法律上どうするかという議論が始まります。これは農協法から中央会を全部削れというものすごい乱暴な提案です。そうすると農政活動の根拠というのは何か。ここにちよつと書いたんですが、行政の方は十分ご存じのことですが、農協法七十三条、というのは中央会に関する法規です。その二十二に中央会の任務というのがあつて、経営指導とか、監査とか、教育というのが五項目くらい書いてあります。それの第二項に「農協中央会は、政府に対して農業問題につき建議することができます」というのが入っていますね。我々はよく農協の農政活動というのはどういう根拠に基づいてやつているんだと聞かれんのですけれど、それがこれです。農協法七十三条二十二の第二項の建議権。政府に対して「米価をこれだけに上げる」とか、「米市場開放はやめろ」とか、ずっと建議してきたわけです。

これは法律に基づく建議権ですから、政府は聞きっぱなしといふわけにはいかないのです。それに対し、きちんと回答し対処しなくてはならない。その対処が不十分だと、大衆動員でデモを掛けるぞということになってしまいます。ですからこの建議権は大変重要でして、労働組合で言えば団体交渉権に等しい、たいへん重要な農協の権利であります。私はこの中央会に関する規

定がどういうふうになるのか分りませんが、これを消したいといふのがひとつ強力にあると思います。

それは農業委員会について「行政庁への建議等の業務の見直し」の中で「農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する」と書いてあって、今まで農業委員会も建議権を持つていました。それを除外するとはつきり書いてあって、こつちの方は自民党のPTでも農林省の方でもこれが生きています。だから農業委員会についてはいまのところ政府の方針はこのとおりやると。それをたぶん農協中央会についてもやるということになると、かなり大変な根本的な問題ですね。そういうことで特に注意が必要だということであります。

4 TPP反対運動の国民的広がり

やはりTPPの問題で、最初は推進派は問題を農業問題に閉じ込めて、また農協の連中が自由化反対と言つてはいるというくらいで済ませることができるんじやないかと思つていた節があります。ところがTPPそのものが、とてもそんなものではありません。そこで、国民の全生活に関わつてくるということがだんだん分つてきて、いろんな人がこの反対運動に合流してきた。特に医師会とか、主婦連とかが入ってきて、これは大変なことなんです。

農協、医師会、主婦連というのは、だいぶ昔、三大圧力団体と言われてきました。三大圧力団体がこぞつてTPP反対。これは推進派からしたら、正に想定外の大変な事態です。しかも国内の強い反対を受けて国会決議。今いろいろ要求に対して圧されているというけれど、国会決議というのは非常に効いていますよね。

あれがある限り、アメリカの関税ゼロという、バナナのたたき売りみたいに譲歩しているみたいですが、関税ゼロは絶対受け入れられないわけですから。アメリカは関税ゼロでなければ話は続かないということで、今TPPは漂流しているという状況だと思うんですが、これに対する焦りというの、我々が考えているより非常に大きいんじゃないでしょうか。そういうことを背景にして、中央会問題というのは考える必要があるでしょう。

「全国連合会なくして協同組合の発展はない」と書きましたが、協同組合運動、協同組合的事業方式というのは、単協があつて、地域の組合があつて、ローカルの連合会があつて、ナショナルの連合会があつて、それで初めて協同組合事業として成り立つんだ。このところをきちんと抑えておかなければならぬんです。これはロツチデールのお話をすると一番わかりやすいと思います。

協同組合の元祖は、一八四四年にイギリスのロツチデールという町にできた小さな消費組合、小さなお店だということはみなさん良く知っていますよね。当時は資本主義の初めての本格的な恐慌と言われるものすごい恐慌の中で、工場が止まり、労働者がくびになる。その頃の労働者の生活はとすると、労働組合も労働基準法もない時代の労働者ですから、月末に給料をもらうとそれでみんな酒を飲んじゃって次の日から一文無しになつてお店に行つて全部つけて買うわけです。つけて買つて次の給料日には法外な利子を取られて、また無一文になつてまたつけて買う。これを繰り返していたわけです。工場で絞られるだけじゃなくて、町で生活の場で商人にしばられていた。だけども恐慌でみんなくびになる。そうすると商店主はつけて売つても回収する見込みがないから次の日からパタツと売つてくれない訳です。そうするとたちまち食う物がなくなる。そ

4・全国連合会なくして協同組合の発展はない

1 ロツチデール組合から全英卸売連合会まで

これだけで長くなつてしましましたが、次ぎは全農の株式会社化の話です。

の時にロツチデールの町では、二八人の先駆者と言われる人が集まつてなげなしの一ポンドずつを出して、どこの店も売つてくれないのなら我々自分たちの店を作ろうじゃないかという事で作つたのが、ロツチデールの第一号店である。大変有名な話で、私がこの話が好きなのは、実は北海道の産業組合の事実上の第一号だと思うんですが、峰延の産業組合はこれと同じでき方をしたんです。大正二年の大冷害で、今は冷害といつても五割か六割は取れるんですが、大正二年の大冷害は文字通り何もとれない。あのころはこの悪徳商人と同じような仕込み商人というのがどの町にもいて、そこからつけて買つて開拓農家は生活していました。その仕込み商人がピタツとつけでは売つてくれなくなつた。

そこで小林篤一青年は、その時二〇歳くらいだつたと思うんですですが、自分たちの店を作ろうじゃないかとまわりの仲間に呼び掛けました。そしてそれを登記するために行つたら、その代書人が勉強している人で、あなた達の考えていることはただの店ではなくて、産業組合法に当てはまるのではないか。産業組合ということで作れば税金も負けてもらえるし、いろいろな特典があるよということで、初めて峰延産業組合ができるわけです。これはロツチデールと全く同じで、産業組合というのは上から政府が作つたんだというのに対して、そうではないぞと

いう反論をするのにいつも私はこの話をします。やはり北海道の開拓農民は大したものですね。

峰延の話はそれでいいんですが、ロツチデールのお店ができた。実はロツチデールの人たちが偉いのはそこからなんです。

実はそういう状況だと皆同じ事を考へるので、イギリスのあちこちで同じ事がありました。小さなお店がたくさんできました。ところがこれがみんな潰されていくわけです。運営能力が無くて潰れていったのも多いんですが、しつかりみなさんの支持を集め、一般の商店が脅威を感じるほど店が発展していくといふことになると、商人たちはこれを潰すためにいろいろなことを始めるわけです。いちばんいいのは仕入ルートを切ることなんです。卸ルートというのは彼らが握つていますから。これを切つて、消費組合には商品が行かないようにすれば潰れてしまう。大体それで潰されるのです。ロツチデールの人たちが偉いのは、それと戦つて、周りのところに同じ店を作らせたのです。ロツチデール原則というのは難しいことが書いてありそうだけれど、そうではないんです。こうすればちゃんと消費組合ができるよという、ノウハウ集なんです。それを配つて、とにかくたくさん作つて、それがみんな力を合わせてローカルの卸売連合会を作り上げたという所がロツチデールの人たちの偉い所なんです。これは最初はマンチエスター州のあの辺の卸売連合会

でした。今度は全国との関係で同じ事が起きますよね。全国のロンドンにいる人達がこいつを潰してやろうと考えたら、この太い卸売ルートを切れば良いですから、今度はそれに対抗して他の州と協力して、全国卸売連合会を作る。その為に奮闘するわけです。

2 連合会は一日にして成らず

ロツチデールのお店ができるのが一八四四年。全イングランド卸売連合会ができるのが一八六六年です。二〇年以上かかるというんです。連合会は一日にして成らずというのはそういうことなんですね。株式会社は今は一〇〇円あれば簡単にできるんですが、連合会はイギリスで二〇年かかるといふ。日本ではどうか。

日本では戦後の農協で考えると、昭和二二年に単協ができる、

翌年だいたい連合会がバアッとできるんですね。だから全然一日にしてできたんじゃないかというんだけれども、これはその前の農業会があつたからそうなつたのであって、そもそも産業組合時代に戻つてみたらどうか。そうしたら、産業組合法が出来たのが一九〇〇年、明治三三年（一九〇〇年）です。これがなかなか伸びなくて、したがつて連合会もなかなかできないんです。全購連という全国連合会が最初にできたのが、一九三二

年、昭和恐慌期です。だから日本の場合三〇年かかるといふです。イギリスで二〇年、日本で三〇年。しかもその間、日本でも反産運動というものがあつて、産業組合をとにかく潰そうとする、大変な商業者の妨害工作があつたわけです。それと戦いながら三〇年かかるといふ連合会を作りました。

産業組合が急に元気になつて、いろいろなことをやり出すのは昭和恐慌期からですよね。いろいろな要因があるけれども、全国連合会ができる初めて産業組合が活発に動き出したということが言えるわけです。ですから産業組合、協同組合にとって、地域の単協だけでは絶対成り立たない。日本で言えば都道府県レベルの連合会、全国レベルの連合会というのがあつて、これが一体になって初めて協同組合の事業ができる。関係者は皆知つていることで、そう思つてやつていいわけですがれど、外の人はなかなかそうは思はない。

全農を株式会社にしろというのはどういう発想なのかと東京のある人に聞いたのですが、東京の農協のビルがありますね。数年前に建て替えて大きなビルになりました。それが隣にある経団連ビルよりも高いそうです。どうやらそれが気に食わないらしい。あの農協ビルというのは全中と全農が入つていますから。全農があれだけ立派なビルを建てられるようになつたんだから、そろそろ株式会社でいいじやないかというんだそうです。

こればどういう感覚かと言うと、協同組合というのは非常に弱々しくて、国がバックアップしないともたない。そういうものとしてイメージしているんです。だけど非常に大きくなつて大きいビルが建つようになつたら、もう自立して株式会社でいいんではないのという感覚。どうもこういうのは一般的にかなりあるらしいのです。だから我々は協同組合方式とは何か、株式会社とはどう違うのかということを、もつともつと広報していかなければいけないと改めて感じました。

3 「中抜き二段階」改革は系統農協の自主改革

農協合併は一律ではない、それぞれの地域農業の実情に合わせ創造的にしているんだよという事をさつき単協の問題で言いましたけれど、連合会統合でも北海道はそういう実例を持っています。単協の広域大型合併と並んで、県連と全国連を統合する「中抜き二段階改革」ということで、北海道でも大変な議論になりました。全中の方針は、「全経済連が全農と統合せよ」ということだつたんです。表向きは三段階より二段階の方が手数料を節約できるとか、いろいろな説明があつたんですけど、そんなことでは全然ないんです。あの頃はもう単協が不良債権を背負つてているとの同じで、不良債権はむしろ信連とか共済連なんですが、いちばんの問題は、一九九一年です

から、ウルグアイラウンドの交渉がだいたい先が見えてきて、このままでは食管制度はもたないぞという事が見えてきた頃です。その段階で、日本の四八ある経済連の中の半分以上は、ほとんど販売事業は米だけ。制度がありますからね。あとは事實上の購買連になつている。そういう所が多かつたです。食管廃止になると販売事業が成り立たない。購買事業もそのころは大型農協がどんどん誕生して、みんな全農直接利用というわけでですから、すでに中抜きなわけです。そうしたら経済連はどうするのだ。経済連の経営問題があつて県連そのものをすべて全国連に吸収合併しようとなつたわけです。

ただし北海道はそれでは進まないですよね。当時の藤田専務がそこにいらつしやるんですが、中抜き二段階制そのものは非常に困つてゐる経済連の救済策という性格を持つていました。頑張つてゐる経済連はどうしてくれるんだという事があるわけです。ここがやはり農協の系統指揮の在り方として反省しなければいけないんだけれど、ここは困つていませんよ、だから統合しなくていいですよ、あなたは困つてているから統合しなさい。これをやつたら、みんな○×を付けるようで、大きな組織といふのはこういうことを嫌うんです。だから全部一律に統合しないといふのを守つたわけです。これだつて北海道だけではなくて今、

全農に統合しないで独立してやつてある経済連が八つあります。それは結局全農も全中も認めたわけです。さつきの十勝の農協ネットワークをみんなで認めたと同じように、多様なあり方としてその地域にいちばん根付いた連合会のあり方について、お互いに認めようと。この点も大事なところだろうと思思います。

4 独立系経済連でも購買事業の全農依存率が高い理由

全農の役割は歴史的にはわかるけれど今は役に立っているのかというのよく聞かれます。これはうちの研究所で藤田さんを中心にして、独立系経済連がその後どうなっているか。全農と統合しないでうまくいっているのかどうかという実態調査を行っています。結論としては頑張ってみんなうまくいっています。

その中の調査項目の一つに、「全農依存率」というのがあります。これはどこでも、ホクレンでもそうだったのですが、全農と統合しないんだつたら、全農から買うよりは安く肥料や農薬を提供してくれと、こういうことを単協から要求されるわけです。「そうじゃないと全農に統合しないメリットがないじゃないか」と、「わかりました」ということでやるのですが、これがなかなか難しいです。

私はある経済連で「全農を通さないで安い肥料を買えていませんか」と聞いたのですが、最初はうまくいっていたんです。ど

うやつているかというと、スポット買いです。ある大きなところでドンと仕入れたけれども売れなくて安くポンと売るような事があるのだそうです。そういうのを集めてやつていれば何とかなるのだけれど、これは長くはもたない。結局数年経つて、全農から仕入れるのが一番安定して一番低コストということになつたようです。

どの経済連も最初は全農依存率を下げるということで始まるんだけど、大体今、購買事業の全農依存率の実態は五〇%～六〇%となかなか下がらない。下がらないどころか上がつてている。これはどういう事なのかというと、全農が全国連合会としての機能をちゃんと果たしているということです。その調査でもどういう品目が全農依存率が高いのかというと、まず肥料・農薬・飼。これは何かと言うと、原料を輸入しているものです。輸入の権利は全農しか持つていませんから、そこに依存せざるを得ない訳です。国内ではダンボールとか農業機械とか、自動車とか。これはみんな大資本と交渉して値段を決めて行かなればならないものです。自動車なんて日産とやるわけです。これはやはりこちらが相当大きなロットを持つてやらないと、値段は下がらないわけです。

それと別に横から行こうと思つたら大変高い物を買わされる。だから購買事業における全農依存率が五〇～六〇%から下がら



もつと機能するんではないかという期待は持つて良いんじやないでしようか。この際いろいろな議論をしながら、「もつと出来ないのか」とやつていく必要はあると思います。

5 協同組合はなぜ独占禁止法適用が除外されるのか

それで大事なことは、そういう機能をやつていてるから独禁法の適用除外になつていて。おそらく全農の株式会社化との要求のいちばんの理由は、独禁法適用除外の除外です。それは今言つたように全農がバイイングパワーを發揮して、値切り交渉をやつてくるというのは、大企業にとつては非常に面白くないし、輸出入の業務に大量に参入しているというのは、商社にとつては非常に面白くないのです。その根拠になつてい

る共同購入というものをなんとか外させたい。それが株式会社にするのが一番良い。大きくなつたんだから自立して株式会社でもやつていけるでしょうとおだてておいて、ぱつと独禁法を外す。こういうシナリオが見えています。

連合会については、我々は一生懸命やつているのに、どうも品質でこつちが安かつたら、プロの農家の人々がみんな買いに来るはずだけど、誰も来ませんよ」まあ、そういうことでしょうね。ですからそういう点では共同購入のシステムではきちんと機能していると考えて良い。だけどもつと下がるんではないか、

連合会の方がきちんとやつていなければ上手くいかないというふうに、被害者意識で見がちなんですねけれど、またそういうところもなかつたとは私は思いませんが、全体として協同組合的事業方式が攻撃されたとみた時、これはシステムとして守

りながら中身を改善していくことがこれから課題だらうと思います。

5・単協から切り離せない信用事業と共済事業

1 信用・共済分離論がなぜしつこく出てくるのか

いちばん問題なのは、信用・共済分離論だと思うんです。こ

れがしつこく出てきている。小泉内閣の時も、「農協から信用

・共済を分離せよ、経済事業に全力投球せよ」と、同じことを

言われたんです。つまり総合農協を解体して農業に特化した専門農協になれと。あの時は、小泉内閣の規制改革会議では、それに対して政府が金融庁に問い合わせたところ、金融庁が非常に明快な答を出しました。信用事業というのは、農協の場合単協の事業から切り離せないものだ、従つて分離論は金融側として成り立たない、ということを金融庁はきちんと言ってくれたのです。今回はそれをまた蒸し返しているんですが、同じ言い方はできなくて、その時自民党が「信用と共済を引き離したら総合農協はやつていけない、経営は持たない」ということを非常に強く言つたものですから、今回は窓口業務だけ残して、それ相応の手数料を払えば単協が困ることはないんじやないかと

2 信用事業は営農指導、経済事業と一体

これは二つに分けてやろうと思います。ひとつは経営問題です。もうひとつはより本質的な信用事業とは分離できるものか。共済もそうですが、信用事業も共済も元々は単協の事業です。単協の中の相互信用であり相互扶助です。信連中金や共済連というものは何をやつているのかと言うと、これは貯金の運用と、掛け金の保全です。それと再保険です。ですから単協でやつてある信用事業を中金が引受けると言つてもそれはできないです。では、単協の信用事業とは何か。これも北海道でやつていることが非常にわかりやすい。クミカンのことを考えればいいのです。クミカンというのは、短期貸越制度。あきらかに信用事

業であり、営農指導でもあるわけです。組合員は春先に営農計

いう言い方になっています。しかしこうした議論がしつこく出てくるというのは、まさに今の総合農協を解体する。そのためには信用・共済を引き剥がせば農協は持たない。今の規制改革の人はそんなことは分かつていいと思いますけれど、あれを書いたのは誰だという話があつて、多分農水省の誰かですよ。農水省は分かつてているわけです。農水省は今農協のどこをどうすれば潰れるかというのによく分つてている。それがこの信用・共済の文ですよ。

画書を農協に出す。これは大体ベテラン農家はパツパと書いて出すのですけれど、大体は営農指導員と頭を突き合わせて、一年の計画を立てるわけですから。全部の収入・支出、その中でここは自分でこれだけ準備ができる。これはこれだけ足りない。これは農協から借りなければならぬ。短期貸越ですよ。そういうことで営農計画書ができる、極端な事を言えば、冷害の次の年なんてだれも春先にお金を持つていませんから、クミカンだけが頼りですよね。クミカンで農協と契約すれば、一年間極端な話お金が無くても営農と生活ができる。これはやはりすごい制度ですね。

梶井先生が北海道に来て、「クミカン」というと、それで農家を縛つている悪い話ばかり聞いていたけれどこれは対人信用無担保融資という協同組合の信用事業の最も模範的なやり方だと言つてくれたことがあります。ですから信用事業は営農指導と一体であり経済事業とも一体なのです。これがなければ経済事業も動かない。そういうものとして信用事業が現に機能していく、ここを窓口で手数料だけ払えばいいなんて言うのは、全く現場を知つていません。

3 共済事業も本質的に単協の事業である

共済も同じで、単協というひとつの地域の中の相互扶助であ

りまして、今のところ共同元請け制ということで、リスクは全共連が持つてくれています。だけども、これは加入から事故処理から査定から全部単協でやっているんです。だから単協の共済担当の人というのは大変です。私は「農家の弁護士」と言っています。一軒一軒の農家を良く見て、いつたん事故が起きた時は、普通の保険屋さんでもいろいろやつてくれますが、農村特有の事情とか、そういうことになつてくれば、いろんなことを知つている単協の職員でないと扱えないケースは実はたくさんあるわけです。そういう中で共済事業を引き剥がすなんてことはあり得ない。しかも最近、共済事業は健康で安全な地域を作る運動というので、デイサービスとかいろんなところに広がっています。そういうことで信用事業と共済事業はそもそもどうということをやつてているのかということを、この先生方には良く分つてもらわなくてはならない。

6. 日本型総合農協の必然性と合理性

1 農協の欧米型と日本型の歴史的背景

さつき言った自民党の森山さんは、農協の役員もやつたことのある人なんです。そのところは良く分つてているようですね。

それから総合農協というのは日本にしかない。欧米はみんな専門農協だ。こんな言い方もあるんでしよう。これは研究者の中にはかなりあるんですけれど、確かにそうなんです。欧米はみんな専門農協なんです。総合農協は日本にしかないからガラパゴスだということを言います。どうも研究者の中には欧米の方が進んでいて日本が遅れている。だから欧米と同じになるのが進歩だ。そうならないのはガラパゴスだ。こういう先入観があります。だから農協も専門農協にすればよい。というようなところに乗っかっていますよね。

これは簡単に言えばなぜ欧米では専門農協なのか。日本では総合農協なのか。向うでの農業がずっと発展条件を与えられる中で農業経営自体が地域的にも分化・専門化してきた。ドイツのある地方に行くと、一面全部ぶどう畑なんです。そういうところではぶどうの専門農協が発達する。そういう状況は日本にはなかつたんです。日本では生活と経営が分離しないんです。何よりも小さな非常に等質的な農家が集落を形成して存在している。こういうところでは、ひとつ協同組合で全て用を足せる総合農協でないと、現に機能しない。特にその中心になるのは、信用事業である。信用事業を根底に置いた総合的機能を持つた日本型の農協。これが日本に適合した協同組合です。

2 専門農協の発展と衰退、総合農協への吸収

実は日本でも専門農協がありました。しかも専門農協の方がずっと活躍して、総合農協の時代は終わつた、これからは専門農協だと言われた時期がありました。いつかというと、一九六〇年代から一九七〇年代前半にかけて、農業基本法ができて、畜産・青果物というものが、成長農産物であると言われました。そういうものを大いに発展させて行こう。農協もそれで頑張ろうというのが農林省の方針だつたんです。その頃の総合農協はさつきの再建整備のトラウマが取れなくて、野菜だと畜産、フリーマーケット作目にはおつかなくて手を出せない。管理制度で値段が決められている米麦にしがみついていたわけです。

そうすると当時の農林次官の小倉武一さんが怒つて「こんなことをやつていたらわれわれも農協に期待していたけれども、総合農協ではやつていけない。これからは農水省も総合農協主義をやめて専門農協で行く」というようなことを公言していた。ところがそういう時期は長くは続かなかつたですね。専門農協が左前になつてきた。それは何かと言うと、自由化です。特に日本の自由化はGATT東京ラウンドのオレンジ・肉牛。あそこから始まつたのです。それでみかん危機がくる。今まで派手

にやつていた専門農協の経営が立ち行かなくなる。それでばたばたと専門農協が一九七〇年代に入ると潰れていく。潰れて結局総合農協に吸収合併されていく。

何で専門農協はそんなにもろかったのか。信用事業と共に事業を持つていなかつたからです。日本の統計では、信用事業を持つてゐるのが総合農協。持つていなかつたのが専門農協というふうに分類されています。総合農協は金融事業を持つてゐるだけ守りに強い。このことが実証されました。結局専門農協は吸収合併され、この時期に残つた専門農協もその後の広域合併の中で結局全部吸収合併されました。

専門農協は幾つかありますけれども、北海道にもサツラクとかが頑張つていますけれど数が少ないです。だいたい日本は総合農協です。こういう経過を見ると、「専門農協＝健全化」だと書いてあるのは全くの嘘です。事実に反する。こういうことをきちんと押さえて置く必要があります。そういう意味で現在の総合農協を、我々は自信と確信を持つてこれからもこれをもつと磨きあげていかなくてはならない。この時期に専門農協がバタバタと潰れて総合農協に吸収合併されましたが、これは実は総合農協の中で非常に大きく活きたのです。それまでの総合農協は米麦農協と呼ばれていたのですから。野菜や家畜は扱えない。これはマーケティングができません。営農指導ができない。営農指導ができる

い。米麦農協というのは何もしくていいんです。技術指導は改良普及員さんが指導してくれる。米は国がみんな買い上げてくれる。それしかできなかつた総合農協が、専門農協の施設・ノウハウ・営農指導能力それと人員ですね。それをみんな吸収することによって、私は総合農協に革命が起きたと思つています。農協というのは自主改革を全然していない、上から改革しないとダメだみたいな認識がありますが、これなんかものすごい自主改革ですよね。それまでの総合農協とそれ以降の総合農協とは、まるで違う農協になつた。私は『新総合農協論』という論文を書いたことがあります。改めてこの時期を自主改革として捉える必要があると思つております。

7. 農協の准組合員をどう見るか

1 準組合員の事業利用を制限できるか

あと幾つかの事についてお話ししたいと思います。准組合員問題。これは北海道は関係ないと思つていてる人が結構多いと思いますが、「准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の二分の一を超えてはならない」という量的規制です。これは一行だけで何の事が分らないんですが、要するに准組合員の利用を規

制しようということですが、もつと言えば准組合員ばかり増え、農協はそれでいいのか。前から言われていることです。最近(二〇一一年)は全組合員数のうち准組合員が過半数を超えた五三%になつた。これでは准組合員と農外事業に依存した不健全な農協のあり方である、「改革せよ」ということです。北海道のわれわれは、「それは内地の都市型農協の話でしょう。うちは関係ないよ」と言いがちですが、しかし、全国で一番准組合員率が高いのは北海道という衝撃的事実があります。全国平均は五二%だが北海道の准組合員比率は七九%である。准組合員の比率が高いということが農協がおかしくなる原因であれば、北海道の農協が真っ先におかしくなつていなきやならないんですが、北海道の農協はとても健全な農協らしい農協だというのは、この先生方も含めてみんなが認めることですよね。これはいつたいどういうことなんでしょう。

2 北海道が全国一准組合員率が高いのはなぜ

私はだいぶ前にこのことに気が付いて調べました。そして北海道の准組合員のほとんどは離農者だということがわかりました。北海道の農家戸数は、昭和三五年の農業基本法ができる当時は二三万五千戸でした。今は六万戸を割るというんですからね。ですから計算すると七五%の人が離農している。ですから

都会の人も含めて七九%くらいの准組合員ができるくるのは当然ですね。

みなさん離農しても貯金はそのまま農協に置いておくし、J

A共済の方がいいから一般の損保・生保に変える気はない。Aコードは使わせてもらうことで、ずっと事業は利用するし、何よりもやはり繋がつていてたいんですね。そういうことで、准組合員になつてているわけです。単に繋がつていてといふ情緒的なことだけでなく、その地域に留まつている人であれば、過疎地帯ですから商店はどんどんなくなる。ガソリンスタンドも農協のスタンドしかないとか。それが過疎地帯の現実でしよう。だから離農者でなくとも普通の地域住民でも農協事業を利用しないと生活していくいきないというのが実態です。農協は正に総合経営でバツクアップしながら、いわば骨身を削りながら赤字の店舗を残し、スタンドを残し、配達事業を続けていります。准組合員ばかり増えているから准組合員の利用を制限せよなんて言うのは、地方の実態を全く見ていないのです。

3 准組合員とはどういう人たちか

准組合員というのは三つの部分から成り立つてていると思うんです。一つは離農者。北海道だけじゃないです。内地だつてかつては六〇〇万戸農家があつたのに今は三〇〇万戸ですからね。

五〇%は離農したわけで、五三%が准組合員というのは話が合うわけです。それと、過疎地の地域住民。農協の施設を利用し、農協をライフルとして頼っている地域住民。三番目に都会の都市型の准組合員。この三つがあると思います。

一番目と二番目を考えただけでも、准組合員制度をやめるとか、准組合員の利用を制限しろというのがいかに非現実的かということなんですが。三番目の都心型農協の場合は、やはり我々も少し考えなければならない。大体東京とかあの辺にいる人たちが目にしている農協は、みんな都市型農協ですから、何だあれはという事がたくさんあるわけです。農業なんか全然やつていらないじゃないか。みんな金融事業で食つていてるじゃないか。利用している人も普通のサラリーマンで、農家らしい人が出入りしているのを見た事がないぞというような話です。これが農協かと。この都市型農協をどうするかということについては、前から議論されていることです。これから農協のあり方という議論の中で、考えていかなければいけない課題のひとつです。

4 都市農協の准組合員問題

私はこれはそんなに難しく考える必要はないと思います。都市型農協は、都市型農協だけで考えていたら、詰まつてきて答

えが出てこないんですけど、これはもう合併ですよ。まわりの農村のしつかりとした農協と合併して、農協らしさを取り戻したうえで、都市農協独自の課題、都市農業の発展とか都市住民に環境を保障するとか、都市型じやないと出来ない現代的課題がたくさんあるわけです。そういうものにチャレンジしていく。私はこの間、内地の都市型農協を二、三見ることがあつたんですが、そういう点では非常に頑張っています。私が見たのは神奈川のJAセレサ川崎でした。川崎市は工業都市でかつては公害とか「川崎病」があり、イメージが悪かつたですよね。そこから川崎市自身が何とか脱却しようと、「エコのまち川崎」ということで一生懸命やつています。これは農協さんがパートナーとして活動してくれないとエコのまちにならない。あそこもいちばん奥の多摩丘陵のところにけつこう農地が残つていて、ここで採れるものは全部川崎市内の直売店で売ろうとかいろいろな取り組みをしています。私が感心したのは、准組合員全部にアンケートを出して、准組合員とはどんな人たちのか。単に農協が近くにあるとか、利子が少し高いとか、そういうことで来ているのかと調べてみたら、そうではないことがわきました。貯金ならどこでも似たようなものだけど、日本の農業にもっと頑張つてほしいとか、自給率を上げてほしいとか、地元の農業をもっとエコのまちらしくなってほしいとか。



やはりそういうふうに考えている人たちが多いということがわかりました。

感心したのは、准組合員

を対象とする広報を出していることです。普通正組合員向けと一般市民向け広報

はどこでもやっていますけれど、准組合員だけの広報

を作つて、この人たちは市民の中の農業応援団、サ

ポーターだと。この人たちを特に大事にして、研修会をやるとか、家庭菜園の為の講習会をやるとか、いろいろな事をしています。あれは私も感心して、なるほどこういうことは北海道でも学ぶ必要があるなと思いました。

8・行政と農協の関係はどうあるべきか

1 食管制度から減反政策まで

次に、行政と農協の関係はどうあるべきか。これは資料五

ページの最後の他団体とのイコールフツティング「安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせることがないようにするため云々」当たり前のことが書いてあるようですが、今までどうだつたかという事を考えると、行政は徹底的に農協に業務代行をさせてきたんです。その意味で農協を特別扱いしてきました。これは制度としてそうなつていました。特に食管法の時は、食管法というのは国の米に関する業務は全部国がやらなければいけない。それを検査以外は全部農協にやらせたのです。集荷から保管から出荷から、農協が代行して初めて食管制度として成り立つていた。これは農水省にとつても頭の痛い事で、ある程度政府や農水省が農協の言う事をきかないといけないというのはそれだつたわけです。農協が代行している分の人物費を計算したらすごいことになりますよ。食管制度は終わりましたが、その後減反が残りました。減反に関する業務も本当は行政がやらなくてはいけないんだけど、行政は実行能力がないんです。大体数字を割り振るまでしかできなくて、実際に町村に割り振られた数字を集めまで割り振つて、集落の中で誰がどれだけ引受けて、これは特別な理由があるからこちらに回そようとというような話ができるのは、農事実行組合での話合いです。つまり農協しかできないわけです。国はそういうことに依存して減反政策をやつてきました。

私は台湾に行つた時に、台湾の人に笑われたことがあるんです。台湾でも減反政策があるんです。あの時新聞に、減反政策の目標が達成できないで、日本の真面目な農協の役員が首をつったというのが台湾の新聞に出たのです。日本人は「何を考えているんだ。真面目すぎる。台湾だつたら全部行政にやらせて農協は一切減反には手を出しません」と言つていました。それで減反政策は出来るんですかと聞くと、「出来ない方がいいでしょう」と言うんです。そんなの何を手伝つているんだとう、目から鱗だつたんです。そういうことがありました。

農水省としては減反をやめるというのはそれがあるわけです。今でも書類作りとかいろいろなことをやらされているんですけども、やはり農水省としては、これはやはり切りたいわけです。それで行政にとつてはもう農協はいりませんと言うわけですが、農協の協力なしに血の通つた農政ができるでしょうか。

2 「制度としての農協」から対等なパートナーへ

だけども、これから農協を議論していくときに、ここが一番

大事だと思うんですが、農協の方から自立していかなければいけないんです。現に全中も「自立した自主的な組織として自主改革をやる」言つていますが、実は日本の農協は、統合する前ですけれども、三段階・全員加盟という世界に冠たる組織を

誇っていたのですが「制度としての農協」、私の表現ですが、制度だつたからこれができたわけです。三段階というのは国・都道府県・市町村という行政の三段階に対応していたわけです。そこで行政代行業務をやるために全農家を集めた。それでない行政代行はできませんから。今度行政が、「もう制度としての農協はやめた」と言つた時、農協の現勢を保てるかという問題があります。今まで制度だつたからみんな加盟しなければならなかつたけれど、今度は自由自主だと言つた時に今の農協にそれだけの求心力はあるだろうか。誰々さんはちゃんと組合員として残つてくれるだろうかということを考えた時に、少し心細くなつてくるという実態があります。

ですから「制度としての農協から、自主的な農協へ」と、口では簡単に言えるけれども、それできちんと今までの実勢を保てるだけの求心力・理念・結集力、こういうものをどのように發揮していくか、ここがこれからの農協にとつて一番の課題になるんじゃないでしょうか。

ですからここで改めて協同組合教育。ただの研修ではないですよ。協同組合とは何か。なぜ我々は協同組合に結集しなければならないのか。この教育が問われるんじやないでしょうか。ただし、協同組合教育だからといってそんな難しいことを、イギリスの話とかドイツの話を調べてきてやらなくてはいけな

いのかなと考へる必要はないのです。私はいろいろなところで言つてゐるんですけども、むしろ我々がやつてきたことをきちんと整理して話せばよい。特に北海道は、協同組合の力で間違いなくすごいことをやつてきたんです。

3 北海道の経験は協同組合教育の最良のテキスト

米一つをとつても国からは完全に北海道米というのは捨てられて、品種改良なんかも止めると、北海道で美味しい米なんかできることは言われたらんですから。技術者が頑張つて品種改良の部屋を何とか残したんだけど、美味しい米なんかをやるんじやなくて、北海道は餌米と直播米の低コストでできる米の研究をやれという、こういう位置づけだつたんです。そういうのに逆らつてみんなで美味しい米を作つてきたわけでしょう。米農家一俵三〇〇円ずつ集めて、農協自身が大変な資金を作つて、育種事業を応援したし、ホクレンの販売戦略も立てた。国の政策がどんどん農家の所得を低めてくるのに対抗して、北海道の農協は農家の所得を上げてきた。いちばんの実績を持つているんじゃないでしょうか。非常に分り易いです。農協というのは本来こういうことをやれるし、やつてきたんだということを見るのは北海道が一番です。ですから北海道でみなさんがやつてきたことをきちんとまとめれば、それが何よりの協同組合教育

のテキストになるということを中心会の人たちにも言つてきております。

北海道はなぜこういう協同組合を頑張れたんだろうということを考えた場合、北海道は農家らしい農家が多いとか專業率が高いとか、市場から遠いためにやはり協同販売とか協同購入が必要なんだという、客観的な要因ばかり私は考えていましたが、この春から、皆さんご存じだと思うんですが、北農会の富田さん達と一緒に『北海道農業教育の軌跡』という本をまとめました。それを見て、そうではない主体的要因。北海道には決して内地にはない、開拓地独特のいろんな教育の形があつたのです。それは報徳主義もありましたし、デンマークとかドイツからの、アメリカもありました。そういうものが合わさつて、独特的北海道の農民の主体形成がされたんだなと思いました。これからはそういう認識が非常に大事になつていますから、この本はあまり売れていないんですけど、後で必ず役に立つので備えておいていただければと思っております。そういうことがこれから大事になつてくるんですね。

9・国際的な批判を浴びる安倍農政

1 「国際家族農業年」の重要な意義

今年は「国際家族農業年」だというのは皆さんご存じですね。一昨年は世界協同組合年。これは国連が決めるんです。なぜ今年が家族農業年かというと、国連のFAO（国連食糧農業機関）がその理論的なバックボーンにして本を出して、これが農林中金の総研の人たちが訳しているんですが、これを読むと、今世紀中に九〇億人に達するという世界の人口爆発。それをだれが養うのか。いちばん人口が爆発しているアジア・アフリカの農業がそれを養うしかない。そういう地域の農業というのはどういう農業か。全部小規模家族農業経営です。これが頑張る以外に人類を養うことはできない。もう大規模農業の供給力は限界にきている。そういう認識です。この本の日本語版への序文というのがあるて、これがすごいんです。「低い食料自給率と農業部門の高い高齢化率において、日本が置かれている状況は突出しているという点を指摘しなければならない。これは今日の日本では輸入された食料・飼料及び・農業資材によって、需要がまかなわれており、国内の農業生産システムはますます脆弱になりつつあるということを意味している」。

「こうした課題に取り組むために、日本の政策決定者たちは、農地の集約化と規模拡大に向けた構造改革をより徹底し、企業の農業生産への参入を促進するための規制緩和を行う」というかたちで農業政策を方向づけてきた。しかし、こうした政策上の選択肢は、国民に対して十分な食料、雇用、および生計を提供できるのだろうか。食糧安全保障を実現できるのだろうか。そして日本社会の持続可能な発展に貢献できるのだろうか。そういう疑問が持ち上がっている。」こういうことを国連は心配しているわけです。つまりこれは今ここに書いてあるのは、大規模化して、もう農家ではなくて家族農業でなくして、企業に明け渡すというような、そういう日本の農政の方向はとんでもないということを言つてているわけです。

2 日本の小規模家族農業への世界の期待

なぜかというと、次ぎに書いてあることが大事なんです。「日本の農業は世界の小規模家族農業に重要な経験を提供することが出来る。」この本で初めてこういう数字が出てきたのはないかと思うんですが、小規模農業とはどのくらいあるかと言ふと、農業センサスを実施している国が八一ヵ国あるそうです。これを全部合わせると、一ha以下の経営というのが全世界で七三%です。二ha以下になると八五%。これが五ha以下にな

ると九五%。北海道なんて五%の大規模経営に入るわけです。

この九五%を占める小規模家族農業経営。これがアジア・アフリカの食料の八〇%を供給しているという数字がまた一方にあつて、これを近代化し生産力をアップしていく以外に、増え続ける人口を養う方法はない。

小規模家族農業が小規模家族農業のまま近代化し、生産力をアップした国はどこかというと、日本しかないんです。韓国や台湾はそれに近いですが、韓国・台湾で使われている技術は殆んど日本で開発された技術です。それをいち早く持つていったわけです。ですからこの国際家族農業年の意味を考えた時、日本の果たす役割、日本の経験を世界に伝えることが決定的に大切で、これはもう非常に国連は期待しているわけです。それなのに安倍政権は何ていう事をやるんだ。ということがバツクにあるわけです。

3 小規模家族農業に適合的な日本型総合農協

農協のことはここに書いてないですけれど、そういう小規模家族農業経営にいちばん適合しているのが日本型の総合農協なんです。途上国にはみんな農協がありますけれど、どういう農協かというと、欧米型の専門農協なんです。これはなぜかとうと、作る時に欧米の指導に従つて、欧米のパターンを真似し

て作るわけです。だから木に竹を接ぐようなもので全然機能しない訳です。

これはむしろ日本型の総合農協の方があつていい。そういうことについてこれからもつと前向きに我々は検討していかなければならぬし、現に日本の農業はガラバゴスじやないと私はさつきから言っていますけれど、韓国・台湾、日本と同じように生産力がアップしている所は農協も総合農協です。それから中国が最近、合作社法という農協法を作りました。中国は膨大な農地がありますが、農家も膨大にありますから、一戸当たりで言うと〇・六ヘクタール。五反百姓ですね。こういう農業経営に適合的な農協というのは何なのか。こういうのをどう組織化すればいいのか。中国はすごく時間をかけてヨーロッパの事も研究し、日本にも何回も来ている。その結論が日本型ですよ。日本型総合農業を下敷きにした合作社もできましたね。

ですから世界の流れというのは非常にはつきりしていると思うんです。日本は、日本の我々はそういう流れに沿つてこそ、非常に大きな国際貢献ができる。それに対して、安倍内閣が志向している方向性というのは正にそれに逆行している。ということで、もう時間がだいぶオーバーしましたけれど、私の長い話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

質
疑
応
答

司会　ありがとうございました。大変お忙しいと聞いておりますけれど、貴重なお話を頂きましてありがとうございます。

いるものと、私たちは思つております。そういうことでは規制改革会議あるいは、安倍政権による農業・農協に対する認識が全く不足・あるいは欠けていると言わざるをえないというふうに考えることが出来ると思います。大変なご解説を頂きましてありがとうございました。

お話のように規制改革会議農業ワーキング・グループによる農業改革に関する意見というのは、農業委員会、農地を所有できる農業生産法人、それから農協の見直しを軸とした内容であり、具体的には中央会制度の廃止ですか、全農の株式会社化、単協における信用共済事業の信連・共済連への移管。さらに農業委員会の選挙制度や、都道府県の農業会議、全国農業会議所制度の廃止、そして農業生産法人要件を廃止ないし緩和するというものであります。

本日のお話は、それら農業組織ひとつひとつについて、その成立の由来と、果たしてきた役割、そしてこれから日本農業の発展に重要な不可欠なものであるということを、一応解きほぐして頂いたと思います。

最後にお話ありました、世界の農協と小規模家族経営といふものは、かなり象徴的で、特にアジア・モンスーン地帯においては、日本型の総合農協の存在は不可欠であるという示唆を頂きました。その認識というものは広く世界に理解されてきて

柴田さんどうですか？

柴田　北海道報徳社の柴田と言います。先ほど先生は主体形成のうえで、北海道独特のものとはおっしゃいましたが、実は私どもも、協同組合運動を進める為にどう協同組合精神を高めるかということに悪戦苦闘しているわけです。今日のお話の中にはなかつたんですが、実はある農協の青年部に「協同組合と企業の違いがわかるか」というアンケートをした結果「大体ある程度分かる」も含めて、「分かる」と答えたのは二〇%台でした。

現実の問題としては、今、団塊の世代においては、協同組合

について理解していることがあると思いますけれど、それより若い世代については、協同組合そのものがわからないことが判明しました。したがつて私どもでも、協同精神、相互扶助精神といいますか、そういうものをやつしていく上で、協同組合というのはそもそも何なのか。というところから始めなければならぬんじゃないのかと考えております。

先ほど信用事業・共済事業の話もされましたけれど、一般的に銀行で行われている金融事業と、農協が行つていて信用事業というのはどこが違うのか。「金融」と「信用」という言葉自体が違うわけですけれども、それは正に組合員同士でお互いにお金を積んで、貯金をして、お金が必要な組合員に貸すという、総合金融としての役割ということが農協の信用事業の中心になつてゐる。そして、共済事業はお

金を出し合つて、いざという時にお互いに助け合うということです。事業が成り立つていてるんですけど、実はその事業の理念の部分が若い世代には理解されていないことがあります。

今、いろいろ農協改革の問題で外部からの攻撃を受けている



わけですけれど、残念なことにもしこの後、一〇年くらい経つた後を考えると、協同組合を理解していない組合員が大勢を占めるということになりますと、協同組合が内部崩壊をするということになりかねないということですから、そういう点で言うと、今回の農協改革問題というのは、協同組合運動を広げる意味で言うと、絶好の機会ではないかと思つております。ですから現在の組合員の動向を含めて、いろんな議論をこれから進めていく必要があるんじやないかと思つています。

太田原　これは私が答えるようなことではないと思いますが、同じようなことを考えていました。実はこの「協同」という字が、小学校から高校まで、あらゆる教科書から消えたそうです。ちょっと今まで協同組合はあつたそうで、皆さんもどこかで言葉だけは習つたという、今はそれは全くない。これは大変なことです。世間にテレビでも新聞でも何をやつていてるかというと、とにかく「俺が俺が」の競争原理です。子どものときから友達ではないライバルだと、こういう事で育つていつたら日本はどうなるのか。

我々が協同組合人として抱えている問題は、非常に大きな問題だ。単に組織が、経営が攻撃されているというお話ではなくて、日本人の価値観から協同というものが奪われようとしている

る。そういうところに今は来ている。今回の文章というのは、正にそういう意味で象徴的な文章ですよね。

私は明後日、家の光事業に関して同じような話をすることになつていて、そこで話をしようと思っているんです。『家の光』なんていう雑誌は大したことがないと皆さんは思っているかもしだせんが、あれだけなんです。今、協同とか協同組合についてちゃんと語っている雑誌は。ですから私は、もう一度我々が子どもの時にそうだったように、家の光というのが、いつもテーブルの上においてあって、年寄りから子供まで何時でも見れるようにして、協同とか仲間とか絆とか。そういう概念に触れる。そういう家庭をこれから作らないと、えらいことになるのではないかと。そういう意味でもぜひ家の光事業を進めていきましょうという話をしようと思つております。

司会　ありがとうございます。他にございますでしょうか。

中兼　道庁の中兼です。日本がバブル崩壊した時に、大企業がどんどんバタバタと潰れたという時に、外資が入ってきて助けられてほつとしたという面があつたと思うんですが、いつのまにか日本の大企業がアメリカの企業に乗っ取られてしまつたような感じがして、ＴＰＰもどこの国の企業だかわからないような動きをしているような感じがします。全農が株式会社化された場合に、同じ道をたどつて、結局全部持つていかれてしまうのではないかという心配を私は感じるんですが、その点はいかがでしょうか。

おります。組合員教育をする場合、その原点をきちんとわきまえなければならないと思つております。

先生が黒板に書かれましたああいう組織体系も、私も農協の事業をやつていて、薄々は覚えていたんですけど、改めて戦前、明治以降の農会あるいは農業会あるいは産業組合、そして農業会になつて、戦後ＧＨＱの解体でいろいろな組織が分断されたということを体系的に学びました。このことをもう一度きつちりと学んだ上で、組合員教育をすべきだと思つております。以上です。

司会　中兼さん、お願いします。

富田　北農会で仕事をしています。富田と言います。五〇年この方農協関係の仕事をした中で、農業教育の事を考えて本を出したんですが、今行政とか農協とか連合会の職員に話をしますと、自分の職場あるいは農協事業に関わって、どういうルーツで現在があるかということをご承知でない方がたくさん

太田原 そうですね。全農の前に私は、信用事業と共済事業が心配で、これは単に農協を弱くして潰すためだけという話ではなくて、郵政民営化の話と同じで、巨額の郵貯・簡保の資金を狙つたわけでしょう。たぶん外資が狙つていたわけです。当

時同じように、郵便局ほど巨額ではないけれど、その次くらいに巨額な農協の信用事業のお金と共済のお金。共済は世界一の日本生命より大きな契約金を持つているのですから。これをアメリカの保険会社が狙わない筈はない。恐らくそういう繋がりの中に、今回のしつこく信共分離が出て来るという事があるんだろうと思います。

そういう意味では一般の商品もそうだと思うんです。特に輸出入について全農を排除したい。これは五大商社といわれる中にかなり強くあるんじやないでしようか。その為には独禁法の適用除外が一番よいというのは、前から言われていることです。

そういう意味でもいいよそれを正直に言つてきたなという感じがあります。これは大きな問題なので、たぶんそうだろうというくらいしか私は言えないんですけど、ホクレンとか信連の人はもっと詳しい事を知つているかもしませんね。

司 会 現役のホクレンの方は発言しにくいかもしれませんので、今先生のお話に出てきました、中抜き二段階の話で、実

際に研究をなさつてある最中の地域農研の藤田顧問から、その辺も含めてご発言頂きたいと思います。

藤田 せつかく指名いただいたので話したいと思いますが、今太田原先生からお話をあつた中にも出でているんですが、現安倍政権が新自由主義改革、市場原理至上主義に基づいて経済を運営してきた。あくまで、何というか、経済団体の代弁をしているような感じを受けるわけでありますけれども、なぜこれほど農業団体を敵視するような形になるのか。弱者救済である協同組合経済との住み分けがもつと出来ないものなのかということを思つておりますが、そのことについて今のお話の中にもあつたと思いますけれど、改めて何かありましたらお話を頂きたいと思います。

太田原 いちばん大事なところをご指摘いただいたと思います。やはり住み分けですよね。元々協同組合方式というのは、戦前も産業組合というのがあつたのですが、明確な概念とか、理念として、協同組合方式というのは戦前は日本にはなかったのです。これは戦後やはりアメリカ連合軍によつてもたらした民主主義の考え方です。

戦後レジームと言いますが、レジームとは枠組みですから、

幾つかあるわけです。憲法の平和主義というのは、これはひとつのはつきりとした枠組み、レジームです。これを今壊そうとしているわけです。それと経済では経済民主主義というレジームがあつたわけです。経済民主主義というのは、資本主義は、ほうつておけば大きいものが小さいものを呑みこんでしまい、しかしそれだけでは、奥深い国民経済は作れない。従つて、小さいものが集まつて小さいものと大きいものと対等の力を持つて、自らを維持していく。そのための手段として非常に重要な役割を協同組合というのは持たれていたわけです。経済民主主義の担い手です。これは戦後、法律家の間で、農協のことではなくてむしろ中小企業協同組合の問題で、非常に大きな議論があつたらしいです。

独占禁止法が出来た時、それは協同組合ではどうなるんだ。



協同組合の共同購入、共同販売といふのは、表面的に見れば話合つて同じ値段で買つたり売つたりするわけですから、談合とカルテルですね。これは独禁法違反ではないかという議論がありますが、それをやらないと中小企業や自営業を守れないわけだから、それは

協同組合の権利として認めないと、経済民主主義は成り立たない。従つて独禁法の協同組合に限り独禁法の適用を除外するということになつて、これは戦後ずっと生きてています。法律家といふのは前例を重んじますから、これはたぶんひとつくりかえらないです。だから独禁法の適用除外ということを、これも繰り返し出てきたんだけれど未だにそれは生きていますよね。

そういう意味では、藤田さんのおっしゃるよう、住み分けていかなきやならないし、それだけの法的・実態的な力をまだ我々は持つてているということです。彼らが何も知らないだけです。

司会　ありがとうございます。それではちょうど時間が参りましたので、北農中央会共催の私ども地域農研の研修会を終わらせて頂きたいと思います。

また、本日の研修会によつて、農業人が一致団結して組織を作り、営農と生活を向上させるために築き上げてきた仕組みを奪うような規制改革会議の提案に対しても、断固跳ね返すべきであり、地域社会の崩壊を招くような政治は、國のあるべき姿ではないとの認識が改めて確認されたと思います。

本日は太田原先生のご報告と、皆様のご議論を頂きまして、たいへん盛況な会となりました。たいへんありがとうございました。

資料

農業改革に関する意見

平成26年5月14日

規制改革会議

農業ワーキング・グループ

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業を巡る環境は危機的状況にあると言える。

こうした中にあっても、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

今回の農業改革は農業政策上の大転換をするラストチャンスである。このような基本認識の下、規制改革会議として、以下のとおり非連続な農業改革を断行することを提言する。

1. 農業委員会等の見直し

農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して、農業委員会は、遊休農地対策や転用違反対策に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

残された時間的な猶予は少ない中で、大先輩と若者、地域と域外参入者等の多様なコラボレーションを実現させ、農業者の創意工夫を最大限引き出すため、農地利用推進員を新設するなど農業委員会の実務的機能の強化を図る。

【選挙・選任方法の見直し】

○より実務的に機能する者を選任することができるよう選挙制度を廃止し、選任委員に一元化する。これに伴い、市町村長は、農地法の公正な運用、農地の監視・改善指導、他の農業委員会・NPO等との連携などの実務に精通し、農業者の創意工夫を最大限引き出すことに優れた識見を有する者を農業委員として選任する。

○制度の中立的で健全な運用を担保するため農業団体等からの推薦制度を廃止する。

○委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払う。

○複数の市町村による事務局の共同設置など業務の円滑な実施ができるよう事務局体制を強化する。

【農地利用推進員の新設】

○農地集約化や耕作放棄地の状況を調査し、農地の利用調整活動を行う農地利用推進員(仮称)の設置を法定化する。

農地利用推進員は、農地の監視活動などを通じて農業委員会決定の前提となる事実・情報を収集・整理して農業委員会に報告する業務を担う。

○農地利用推進員は、遊休農地の利用状況調査、利用意向調査等の実務を担う。

○農地利用推進員は、地域の実情に応じて担当地域を決めた上で一定の枠内において市町村長が選任し、そのうち1、2名を新規参入サポーターとしてその連絡先を公表し、新規

就農者が容易にコンタクトできるワンストップサービスを実現させる。

【都道府県農業会議・全国農業会議所制度の廃止】

○農業委員会の自主性・主体性を強化する観点から、農業委員会等に関する法律に基づく都道府県農業会議・全国農業会議所制度は廃止する。

【情報公開等】

○農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。

○農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。

○農業委員会は、自らの使命を認識し、的確な業務の遂行に努めるものとする。農水省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。

【遊休農地対策】

○農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。

○遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じる以前であっても、遊休農地に対する市町村長の措置命令が、早期に、かつ、実効的になされるようになるとともに、これについて農業委員会が市町村長に対して職権発動を促す仕組みをつくる。

【転用違反への対応】

○農地転用違反に対する農水大臣・都道府県知事の処分が実効的になれるよう農業委員会が農水大臣又は都道府県知事に対して職権発動を促す仕組みをつくる。

【権利移動の在り方の見直し】

○農地の権利移動についての許可は、農地として利用される場合については、法人に権利移動がされる場合を除き原則として届出とする。

【行政庁への建議等の業務の見直し】

○農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。

【転用制度の見直し】

○農振地域等における植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、転用基準の緩和を図る等、より迅速な転用が可能となるよう制度及び運用の見直しを行う。

【転用利益の地域の農業への還元】

○農地が国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、地域における農地の適切な保全を図りつつ、農地流動化を促進するため、農地を農地以外のものに転用する場合、その際の転用利益を地域の農業に還元するための方策について検討する。

2. 農地を所有できる法人(農業生産法人) の見直し

長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ。

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

【事業要件・役員要件・構成員要件の見直し】

○事業要件は、廃止する。

○役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。

※リースの場合における役員の要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行う。

○構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けない。

【事業拡大への対応等】

○次に掲げる事項を満たすものとして農業委員会の許可を得た法人（農事組合法人、株式会社のうち公開会社でないもの又は持分会社）については、農業生産法人の要件を適用しないものとする。

・一定の期間、農業生産を継続して実施していること

・地或の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

○法人が退出するに際しては農業委員会の許可を得なければ退出できない旨の規制を設ける。この場合において、農業委員会は、退出しようとする法人が農地を農地として適切に保全をし、かつ、自ら第三者に農地として権利移転を行い、又は農地中間管理機構に農地中間管理権の設定等を行った場合に許可をするものとする。

○法人が所有する農地が耕作の目的に供されず、加えて役員等の所在が明らかでないときは、農業委員会は、一定の手続に基づき、農地中間管理機構に対し、その農地の管理及び処分をすることを命じることができるものとする。

3. 農業協同組合の見直し

各農協がおかれた環境は、地域によってさまざまであるため、中央からの共通の指導に基づくよりも、各農協が、自主的に単独でまたは連携して戦略を策定し、実効的に成果を上げることができる仕組みをつくる。

各農協が、不要なリスクや事務負担を軽減して、経済事業の強化を図る。

各農協が、時代の変化に対応し、6次産業化にリーダーシップを發揮し、農業者に最大の利益を還元できるよう外部から経営に精通した者を積極的に登用し、執行体制を整える。

【中央会制度の廃止】

○単協が地域の多様な実情に即して独自性を發揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むことができるよう、中央会主導から単協中心へ、「系統」を抜本的に再構築するため、農業協同組合法に基づく中央会制度を廃止し、中央会は、新たな役割、体制を再定義した上で、例えば農業振興のためのシンクタンクや他の団体等の組織としての再出発を図る。

【全農の株式会社化】

○農業者の利益増進に資する観点から、農産物の流通に関する我が国最大規模の組織である全農がガバナンスを高め、グローバル市場における競争に参加するため、全農を株式会社に転換し、バリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得できる組織としての再構築を図る。

【単協の専門化・健全化の推進】

○単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の専門化・健全な運営を推進する。

○単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、以下の選択を行い、不要なリスクや事務負担の軽減を図る。

・農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）に信用事業を移管し、単協は、信用事業に関する業務を行わない。

・農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）に信用事業を移管し、単協は、農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）の統括の下で窓口・代理業を実施し契約に基づいた業務に応じた報酬を得る。

○単協の行う共済事業については、単協は、全国共済農業協同組合連合会の統括の下で窓口・代理業を実施し契約に基づいた業務に応じた報酬を得る。

【理事会の見直し】

○外部との連携、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図り、役員に外部者の登用を図るため、理事の過半は、認定農業者及び地域内外問わず民間経営経験があり実績を十分有する者とする。例えば、製造業、流通業の生産管理、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図り、攻めの農業の新時代に対応する。併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。

【組織形態の弾力化】

○多様な組合員や地域住民のそれぞれのニーズに対応して農協が的確なマネジメントを行えるよう、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにする。

【組合員の在り方】

○准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1を越えてはならない。

【他団体とのイコールフッティング】

○安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせることがないようにするため、農業関係法令の規定の整備を図るとともに、地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うものとする。農水省は、自治体が地方行政として農政の推進を図ることができるよう適切な措置を講じる。

4. その他

上記に記載した事項のほか、規制改革ホットライン等に寄せられた要望等に適切に対応する。